豊かで活力のある鶴ヶ島市をめざして

鶴ヶ島市男女共同参画推進条例から始まる 一歩

男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、２１世紀の最重要課題と位置付けています。

鶴ヶ島市においても、男女共同参画の推進に取り組んできました。しかし、子育て期における女性の労働力率の向上、社会における重要な意思決定への女性の参画促進、女性への暴力の防止など、市民の皆さん、事業者の皆さん、教育者の皆さんとともに解決しなければならない課題が残されています。

そこで、鶴ヶ島市は、男女共同参画社会を実現するための基本的な考え方を定めた鶴ヶ島市男女共同参画推進条例を制定しました。鶴ヶ島市男女共同参画推進条例から始まる私たちの一歩が、男女共同参画社会の実現につながります。

鶴ヶ島市

鶴ヶ島市の６つの基本理念（第３条）

① すべての人の人権の尊重

性別による差別的な取扱いを受けず、能力が発揮できるよう、一人ひとりの人権を尊重しましょう。

② 社会の制度や慣行が男女共同参画を阻害しないよう配慮

ジェンダーに基づく社会の制度や慣行が、男女共同参画社会の実現を阻害しないよう、配慮しましょう。

③ 方針の立案・決定への男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動や方針の立案・決定に参画できるようにしましょう。

④ 性の理解と尊重

性に関する理解を深め、妊娠、出産などについて自らの意思が尊重され、健康な生活が送れるようにしましょう。

⑤ 国際社会の動向への配慮

国際社会の動きに配慮しながら、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しましょう。

⑥ 責務の自覚と主体的な取り組み

男女共同参画社会の実現に向けた自らの責務を自覚し、主体的に役割を果たしましょう。

データ　男女の地位の平等感（社会全体）

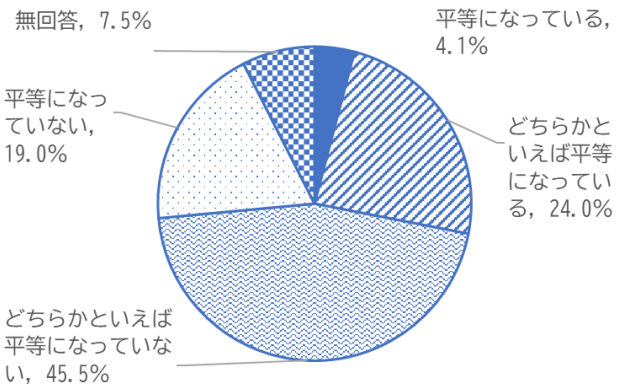

資料：令和２年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査報告書

データ　ジェンダー・ギャップ指数（ＧＧＩ）

ＧＧＩ（令和６（2024）年）

順位	国名	ＧＧＩ値
1	アイスランド	0.935
2	フィンランド	0.875
5	スウェーデン	0.816
１４	英国	0.789
４３	アメリカ	0.747
９４	韓国	0.696
１０６	中国	0.684
１１８	日本	0.663

資料：内閣府男女共同参画局ホームページ

私たちの責務　（第４条～第７条）

市が取り組むこと（第４条）

男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、必要な体制の整備、財政上の措置などを講じます。
関係団体等と連携し、男女共同参画を推進します。

市民の皆さんが取り組むこと（第５条）

基本理念に基づき、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めましょう。
市が行う男女共同参画推進の取り組みに協力しましょう。

事業者の皆さんが取り組むこと（第６条）

基本理念に基づき、労働環境における男女共同参画の推進に努めましょう。
市が行う男女共同参画推進の取り組みに協力しましょう。

教育者の皆さんが取り組むこと（第７条）

基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を促進する教育に努めましょう。
市が行う男女共同参画推進の取り組みに協力しましょう。

性別による差別的な取扱いを禁止します（第８条）

家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる場で、直接的又は間接的な性別による差別やセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどを行ってはいけません。

公衆に表示する情報に留意しましょう（第９条）

多くの人が目にする情報の中で、性別による固定的な役割分担や性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを助長、連想させる表現をしないようにしましょう。

データ　配偶者からの暴力の被害経験

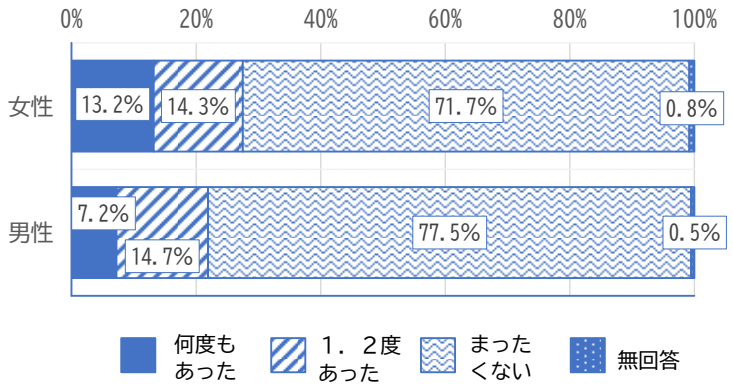

資料：「男女間における暴力に関する調査」令和６年３月（内閣府）

拠点施設　（第１１条）

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、
市民、事業者、教育に携わる方々による
男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するため、
鶴ヶ島市女性センター「ハーモニー」を設置しています。

キーワード

○ 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治、経済、社会、文化などの面で等しく利益を受け、共に責任を担うことをいいます。

○ ジェンダー

生物学的な性とは別に、男らしさ、女らしさなどの経済的、社会的又は文化的に培われてきた性の有りようをいいます。

○ セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害したりすることをいいます。

○ ドメスティック・バイオレンス

配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又は過去に配偶者、恋人その他の親密な関係にあった者からの身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力をいいます。

○ 積極的改善措置

家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について男女間の格差が見られる場合に、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。

問　合　先
鶴ヶ島市総合政策部政策推進課 女性センター「ハーモニー」
〒350-2213　埼玉県鶴ヶ島市大字脚折 1922-7
TEL 049-287-4755　　FAX 049-271-5297
E-mail 10200020@city.tsurugashima.lg.jp

令和６年６月